

以下に該当する場合、この特例を適用できます

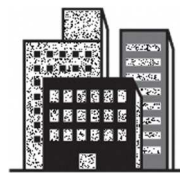
連結納税を行っている法人の場合

連結納税を行っている法人は、個別法人ごとに、給付要件を満たす場合、法人確定申告書別表一の写しについては、連結法人税の個別帰属額等の届出書の写しで代替するものとする。

追加の提出書類

連結法人税の個別帰属額等の届出書の写し

【例】 親会社Xが子会社A～Dの4社を連結納税している場合



親会社X

資本金が
給付要件外



子会社
A

- ・資本金15億円
- ・前年同月比
40%減

事業収入減少が
給付要件外



子会社
B

- ・資本金1億円
- ・前年同月比
10%減

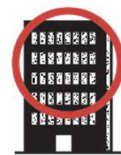
申請可能



子会社
C

- ・資本金1億円
- ・前年同月比
40%減

申請可能



子会社
D

- ・資本金1千万円
- ・前年同月比
30%減

・子会社Aと子会社Bは、給付要件を満たしていないので、給付対象外となります。

・子会社Cと子会社Dは、給付要件を満たすので、それぞれ給付対象となります。